

発注書の標準条件

Atmus Filtration Technologies Inc.、その子会社及び関連会社(「アトマス」)による 製品及びサービスの購入用

前文 (i) 一般条件、(ii) 発注書式(特別条件を含みます。)及び (iii) 発注書の添付書類の間に矛盾がある場合は、発注書式の条件を優先して適用するものとします。上記にかかわらず、発注書が供給契約又はサービス契約とともに発行される場合、矛盾があるときは、当該契約の条件が、上記 (i)、(ii) 及び/又は (iii) に記載する他のすべての条件に優先します。購入に関連してベンダーから提供された他の文書に追加の又は矛盾する条件又は条項が含まれている場合、それらは、当該購入には適用されないものとし、購入者は本書により拒否します。

1. 定義

1.1 発注書において、以下の用語は、以下に定める意味を有します。

1.1.1 「クライアント」とは、本発注書に基づいて購入者に本資材を購入してもらう購入者のクライアント、及びその法的承継人又は譲受人(該当する場合)を意味します。

1.1.2 「秘密情報」とは、秘密性を有する研究、開発、技術、製造、財務その他商業的情報又は「ノウハウ」を意味し、製品、技術、設備、製造工程、発明、特許出願、意匠、意匠出願、コンピュータハードウェア及びソフトウェア、その他公知でも公有でもない技術情報又は商業情報を含みますがこれらに限定されません。

1.1.3 「購入者」とは、本条件に基づきベンダーに発注書を発行するAtmus Filtration Technologies Inc.、又はその子会社若しくは関係会社を意味します。

1.1.4 「一般条件」とは、以下に定める条件を意味します。

1.1.5 「作業場」とは、本資材が建設される土地その他の場所、並びに作業場の一部を構成するものとして発注書において指定されることのある他の土地又は場所を意味します。

1.1.6 「本資材/本製品」とは、(a) 発注書に基づいてベンダーが購入者に供給する資材、機械、工具、供給品、機器、物品その他の品目、及び (b) 発注書に関連してサブベンダーがベンダーに供給する資材、機械、工具、供給品、機器、物品その他の品目を意味します。

1.1.7 「発注書」とは、ベンダーに発行された発注書式、特別条件(もしあれば)及び本一般条件、並びに発注書に添付される又はそこで言及される仕様書、要求書、図面、その他関連文書を意味します。

1.1.8 「発注書式」とは、購入者がベンダーに対して発行する発注書を意味します。

1.1.9 「本サービス」とは、検査、現場サービス、本資材の設置(契約上必要な場合)及び発注書に基づいてベンダーが実施するその他のサービス及び/又は作業を意味します。

1.1.10 「特別条件」とは、発注書に固有の条件を意味し、その詳細は発注書式に添付されます。

1.1.11 「サブベンダー」とは、発注書に関連してベンダーが使用する資材、機械、工具、機器、物品、品目、その他作業又はサービスをベンダーに供給する個人、会社又は法人を意味し、その法的承継人又は許可された譲受人を含みます。

1.1.12 「供給又はサービス契約」とは、発注書と関連して発行されたもので、購入者とベンダーとの間で締結されたサービス契約又は供給契約を意味します。

1.1.13 「ベンダー／サプライヤー」とは、発注書が発行された個人、会社又は法人を意味し、その法的承継人又は許可された譲受人を含みます。

2 契約の承諾と完全なる合意

21 発注書式は、本資材及び／又は本サービスを購入する購入者による申し出であり、ベンダーは、発注書を受領したことを遅滞なく確認します。

22 発注書式を(全部又は一部を問わず、書面による確認、本資材の引渡し、及び／又は本サービスの提供により)承諾すると同時に、ベンダーは、本一般条件を承諾したことになります。

23 発注書式の受諾をもって、本発注書(添付書類を含みます。)は、供給契約書(もしあれば)とともに、購入者とベンダーとの間のすべての合意事項を構成します。

24 書面又は口頭による従前の了解事項及び合意事項、購入者からベンダーへの申し出、又は供給契約以外のベンダーからの見積もりのうち、発注書の条件と矛盾するものは、(a) 発注書にとって代わられるか、又は (b) 発注書に明示的に言及したうえで、ベンダーがその条件を書面で受け入れることを明示的な条件とします。

25 購入者は、書面又は口頭によるか、明示又は黙示であるか、法、制定法、習慣によるかを問わず、発注書に記載されていないいかなる種類の陳述、表明、約束、誘導又は了解事項にも拘束されないものとします。

26 発注書の条件の変更、修正、改正又は許可は、両当事者の署名を付した書面により行われるものとします。

27 疑義を避けるため付言すると、購入者は、購入者とベンダーとの間で送付された、又は過去に交換された見積書その他の文書に記載された最低供給期間又は最低数量の制約を受けません。

3 矛盾と不一致

31 ベンダーは、購入者から受領したすべての書類及び情報が、発注書に基づく業務の遂行にとって十分かつ正確であることを確認し、是認し、表明します。

32 ベンダー又は購入者のいずれかが、本発注書の文書の中に矛盾、抵触又は曖昧な点を発見した場合、当該者は直ちに相手方にその旨を通知し、ベンダーは購入者に対し、矛盾、抵触又は曖昧な点を除去又は明確にするための修正案を速やかに書面で通知します。

33 購入者は、適切と考える修正の有無にかかわらず、ベンダーの提案を受け入れるか否かを記載し、矛盾又は抵触する項目を特定し、及び／又は曖昧さを明確にした書面通知を発行し、ベンダーは、購入者に費用を負担させることなく、また発注書に基づくベンダーの義務を変更することなく、そのような指示に従います。

4 価格と支払い

4.1 発注書に別段の明示的な記載がある場合を除き、発注書で指定されている価格はすべて、固定額であり、価格上昇その他の理由を問わず調整の対象とはなりません。ただし、かかる調整に関して購入者の書面による事前承認がある場合はこの限りではありません。

42 発注書に別段の明示的な記載がある場合を除き、製造国及び輸出国において課され、適用される物品・サービス税、売上税、使用税、又は同様の税金、及びすべての料金、手数料、その他の費用(梱包料及び配送料を含みます。)は価格に含まれます。

43 支払条件は、発注書の表面に別段の記載がない限り、適宜、90日払い又は該当する現行の法令に定める日数払いとします。疑義を避けるため付言すると、支払いを行っても、破損若しくは欠陥のある本資材又は不適合の本資材を購入者が受け入れたとはみなされないものとします。

44 購入者は、ベンダーに支払うべき金額とベンダーが購入者に支払うべき金額について、ベンダーが相殺することに同意した場合は、相殺することができます。このことは、当該金額が発注書に基づいて支払義務が生じたか否かを問いません。

45 適用法により許容される範囲で、下請業者に対する下請代金の支払遅滞に対して。購入者は、ベンダーが保持又は保留することに同意していないが、ベンダーが購入者に対して支払うべきであると合理的に判断した金銭を、ベンダーに支払われるべき金額から保持及び／又は保留する権利を有します。当該金額には、適宜、ベンダーによる発注書の条件の違反又は不遵守の結果、購入者が被ったか又は負担した、又は購入者が被るか、負担する可能性があると合理的に予想される損失、費用、経費又は損害に対して購入者が有することのある請求権が含まれる場合があります。ベンダーが購入者に対して支払うべき金額に同意した場合、購入者は、購入者が保留した金額と、同意した金額との差額を直ちに決済します。

5 引渡条件

51 本資材の引渡条件は、発注書に明示的に言及した上で、購入者とベンダーの間で書面による別段の合意がない限り、発注書に記載されているとおりとします。

52 本資材の引渡は、発注書式に指定された期日までに、又は発注書に明示的に言及し、購入者が書面で別途同意した期日までに完了させるものとします。発注書に基づくベンダーの義務の履行において、期限厳守が最重要事項です。

53 第5.2項の規定を損なうことなく、ベンダーは、発注書式に明記された引渡場所及び引渡時期について購入者と確認した後にのみ、本資材を引き渡すものとします。

54 発注書で指定された数量を超えて引渡された本資材は、拒否され、ベンダーの費用負担でベンダーに返送される場合があります。購入者は、発注書で要求された数量を超えて提供された本資材及び実施された本サービスに対して支払いを行う義務を負いません。

55 各梱包には、ベンダーの名前、購入者の発注書番号と参照番号(もしあれば)、配送先住所、ベンダーの住所、その他購入者が要求する詳細を明記します。本第5.5項で言及される梱包指示に準拠せずに引き渡された本資材は、拒否され、ベンダーの費用負担によりベンダーに返送される場合があります。

56 ベンダーは、輸送中の破損を防ぐため、引き渡される本資材の適切な梱包、積み込み、固定につき責任を負います。梱包、箱詰め、積み込み又は保管に関するすべての料金、費用及び経費は、発注書に記載された価格に含まれていません。

5.7 すべての本資材は、本資材の性質を考慮し、通常の貨物取扱いに耐え、長期間の保管に耐えられるよう、適切に梱包されるものとします。本資材又はその部品が、梱包の不備又は不十分さにより破損した場合、引渡しを受け入れられたか否かにかかわらず、破損した本資材又はその部品は、ベンダーの費用負担で修理又は交換されるものとします。輸送中の紛失又は破損のリスクは、常にベンダーが負います。

5.8 購入者が本資材の出荷及び引渡しの停止を要求した場合、ベンダーは、購入者の要求に応じて、購入者からベンダーに対するさらなる通知があるまで、本資材の出荷及び引渡しを停止します。

6 権原

6.1 損傷又は欠陥のある本資材、又は不適合の本資材に関する購入者の権利を制限することなく、本資材の法的及び実質的な所有権は、引渡条件に従って購入者が指定した目的地で本資材が引渡され、荷揚げされた時点で購入者に移転します。

6.2 ベンダーは、自ら又は自らの下で若しくは自らを通じて請求する者がいずれも、本資材に対していかなるリーエン、請求権、負担又は担保権も有していないこと、又は有していると主張しないことを保証します。

6.3 購入者はいつでも、ベンダーに対し、購入者が本資材の権原を有し、かつ当該リーエン、請求権、負担及び担保権がないことを証明する証拠を、購入者が満足する書面にて提出するよう求める権利を有し、当該証拠を受領するまで、当該本資材の支払いを保留する権利を有します。

7 供給品質

7.1 ベンダーは、以下のことを保証します。(a) すべての本資材が、発注書に関連して提供されたすべての仕様書、図面及び／又はサンプルの要件を満たし、意図された目的に適合し、十分であり、商品性があり、材料及び仕上がりりが良好であり、瑕疵がないこと、(b) 引渡された本資材が、対応するサンプル又は購入者がベンダーから受領した従前のサンプルよりも品質又は規格が劣るものでないこと。ベンダーの保証は、購入者が本資材又は本サービスを受入れ、検査し、代金を支払った後も存続します。本資材に本サービスが含まれる場合、ベンダーは、当該サービスが適時に、勤勉に、効率的に、かつ巧みに提供されることを保証します。

7.2 購入者、クライアント及びその指定代理人は、自らが、ベンダー及び／又はサブベンダーによる品質保証要件の遵守状況を確認する目的で、またその確認に関連して、ベンダー及びサブベンダーの作業場に直接立ち入り、必要な措置を講じる権利を有します。

7.3 ベンダーは、発注書のいずれかの要件(仕様、図面、サンプル、発注書の条件又は納期を含みます。)を満たすことができない場合、発注書を受諾する前に、直ちに購入者に通知します。

7.4 発注書の要件を満たさない本資材については、購入者は、自らの選択により、以下のことを行う権利を有します。(a) 当該本資材を返送し、通知後直ちに(購入者が指定する期間内に)、自らの費用負担で、当該本資材又は本サービスの修理、交換又は再実施をベンダーに要求すること、(b) 必要な修正作業を実施し、その作業費用をベンダーの口座に請求すること、又は(c) 購入者の書面通知から30日以内に、当該本資材をベンダーに返送し、ベンダーから代金の全額払戻しを受けること。

7.5 本資材に含まれる部品に関してベンダーが保証の利益を有する場合、当該保証の利益は、譲渡可能であり、本書により購入者に譲渡されます。購入者の要求に応じて、ベンダーは、保証人に譲渡を通知するほか、当該譲渡を実施できるようにするため購入者が要求するその他のすべてのことを行います。購入者は、該当する場合、ベンダーが提供する保証をクライアントに譲渡することができ、ベンダーは、当該譲渡が有効になるように購入者が要求するすべてのことを行うものとします。

7.6 本第7条に定める表明、約束及び保証は、本書に基づき提供される本資材の受入後又は発注書の終了後も存続し、適用法(制定法を含みます。)に基づく購入者の権利及びベンダーが購入者に付与した追加範囲の約束に追加されます。いかなる黙示的な表明、約束又は保証も排除されません。

7.7 ベンダーは、以下の事項を認め、約束します。

(a) 本サービスの実施を監督する全責任を単独で負うこと。

(b) そのような監督を行うために、適切な資格と経験を有する要員を雇用すること。

7.8 ベンダーはさらに、本サービスに関連して使用されるすべての機器が適切であり、良好な作動状態であり、適用されるすべての業界基準に従って認証されるようにすることを約束します。

7.9 ベンダーは、交通管理計画、緊急時対応計画、危険・リスク評価、リスク管理策など、適切な安全対策が実施されるよう徹底することを約束します。

7.10 ベンダーが、購入者が満足する形で上記の約束の履行保証を提供しない場合、購入者は、いかなる責任も負うことなく、発注書を直ちに解除することができます。

8 修正

8.1 購入者は、書面又は口頭で指示することにより(口頭の場合は後に書面にて確認します。)、いつでも、以下のいずれか又は複数において本書に基づき遂行される業務又は提供される品目を変更することができます。(i) 仕様書、図面及び/又はサンプル、(ii) 出荷方法又は梱包方法、(iii) 引渡日時及び/又は引渡場所、(iv) 当初注文した品目の数量。

8.2 ベンダーは、価格、品質、納期について合理的な変更が提案された場合、購入者に速やかに(遅くとも当該変更の通知から14日以内に)通知します。そのような変更案は、購入者の承認を受けるものとします。

9 保証

9.1 ベンダーは本書により、発注書に基づいて供給されるすべての本資材が、発注書のすべての要件に適合していること、また、安全、品質、環境に関する事項など、適用されるすべての法、規制及び業界標準の要件にも適合することを保証します。

9.2 ベンダーは、発注書式に別段の明示的な定めがある場合を除き、本資材又はその一部に破損、欠陥、不適合又は不具合が発見された場合、当該本資材が最終的に組み込まれる商品の商業運転開始後12か月間、又は完成した本資材の引渡日から18か月間のうち、いずれか遅い日に満了する期間、購入者及び場合によってはクライアントに対して無償修理を提供します。ベンダーは、本保証に基づき実施されたすべての是正作業について、さらに12か月間の保証を行います。

9.3 当初の保証期間内に発生した欠陥が、その保証期間が経過するまで明らかにならなかった場合、ベンダーの責任が消滅することはありません。

9.4 ベンダーは、本書に定めるとおり本資材の修理及び／若しくは交換を、購入者が満足しうる方法で適時に行わなかった場合、並びに／又は購入者がベンダーに代わって行った修理及び／若しくは交換作業について、購入者が負担したすべての費用及び経費を購入者に支払います。

9.5 本第9条に基づく購入者の権利は、保証期間が満了している場合であっても、適用法により禁止されていない限り、制定法又はコモロー上利用可能なその他の権利又は救済(これには、購入者が知り得た欠陥のある不適合な本資材及び本サービスに対する損害賠償請求も含まれます。)に追加されます。

10 補償と責任及び保険

10.1 ベンダーは、発注書に起因又は関連する一切の損失、損害、請求、訴訟、要求、費用及び／又は経費(購入者のみの過失により直接発生したものを除きます。)につき、購入者、クライアント並びにそれらの承継人及び譲受人を補償し、免責し、防御するほか、そのすべてを購入者及びクライアントに弁済します。本書に基づくベンダーの責任には、接触、不法行為、過失、厳格責任法、その他に起因するか、それらに基づくか、又はそれ以外であるかを問わず、人の死亡又は人身傷害、財物の損失損害、及び損害賠償又は補償に対する責任が含まれますが、これらに限定されません。

10.2 ベンダーはさらに、以下のレベルの保険をかけ、その保険証書を購入者に提出することに同意します。一般賠償責任保険／製造物賠償責任保険(100万シンガポールドル)、物的損害保険(500万シンガポールドル)、労働者災害補償保険(法令で義務付けられているもの)。当該証書には、書面により免除されない限り、補償額、保険証券番号及び有効期限を明記しなければなりません。さらに、ベンダーは、購入者の要求に応じて、政府機関(該当する場合)及び保険会社から、ベンダーが適切な労働者災害補償に加入していることを示す証明書を購入者に提出することに同意します。ベンダーは、本サービスを提供する場合、職業賠償責任保険(1事故あたり100万シンガポールドル)に加入しなければなりません。

10.3 いかなる場合も、購入者は、間接的損害、結果的損害、経済的損害若しくは金銭的損害、又は偶発的損害又は特別損害の賠償について、その原因の如何を問わず、また発注書からどのように生じたかを問わず、一切の責任を負いません。

11 法令遵守

11.1 ベンダーは、購入者と取引を行う際、及び／又は購入者のために取引を行う際、国、地方自治体、地方公共団体、その他政府機関のすべての法、規則、規制、命令、許可、承諾及び判決、並びに発注書又は本書に基づくベンダーの履行に何らかの形で影響を与えるもので、いつでも適用される、法的効力を有するその他のすべての要件を遵守します。

11.2 上記の一般性にかかわらず、ベンダーは、購入者との間で、及び／又は購入者の代理として事業を行う場合、以下のことに明示的に同意します。(a) 事業を行う国の腐敗防止法を遵守するほか、事業の獲得若しくは維持、又は不当な利益の確保のために、政府関係者又は職員に対して直接的又は間接的に贈与、支払い、支払いの約束を行わず、又は許可しないこと、(b) 自らが事業を行う管轄区域に適用される独占禁止法及び公正競争法を完全に遵守して事業を行うこと、(c) 適用されるすべての貿易管理法、並びにすべての関税、輸出、再輸出、輸入に関する法規制及び要件を遵守すること。ベンダーはまた、適用される消費者プライバシー法又はデータ保護法(一般データ保護規則(GDPR)、カリフォルニア州プライバシー権法(CPRA)により改正されたカリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)、及びさらに改正される可能性のあるその他の州又は連邦の適用される消費者プライバシー法又はデータ保護法を含みますがこれらに限定されません。)を遵守します。

11.3 ベンダーが購入者との取引を行う際及び／又は購入者のために取引を行う際、何らかの法律または要件を遵守しない場合、購入者は何らの責任も負うことなく本発注書を直ちに解除する権利を有するものとします。その場合ベンダーは、必要な是正作業のコスト、罰則または罰金を含め、かかる不遵守から生じる追加費用を負担するものとします。

12 準拠法、紛争及び仲裁

12.1 発注書に別段の記載がない限り、発注書の準拠法は日本法とします。国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用は除外されます。

12.2 発注書(発注書の存在、有効性又は終了に関する問題を含みます。)に起因又は関連するあらゆる性質の紛争、論争又は意見の相違は、可能な限り速やかに関係当事者による相互合意により友好的に解決されるよう努めます。一方当事者が本第12.2項に基づき交渉を書面にて要請した後30日以内に、又は両当事者が書面により合意するその他の期間内に、紛争に関して両当事者間で友好的な解決に至らない場合、かかる未解決の紛争は、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従い、日本の東京における仲裁に付託され、仲裁により最終的に解決されます。仲裁廷は、購入者が指名する独立した仲裁人1名で構成されます。本条項に基づく仲裁廷の決定は、最終的であり、かつ拘束力を有します。本条項に基づく仲裁の費用は、購入者とベンダーが均等に負担します。購入者とベンダーの間で紛争が生じたとしても、ベンダーは、本発注書に基づいて要求される履行を継続します。

13 引渡遅滞と遅滞に対する違約金

13.1 ベンダーが本書に定める納期内に、本資材、図面、及び／又は出荷書類の全部又は一部を引渡できなかった場合、購入者は、1週間遅滞するごとに価格の1%相当額(最大10%相当額)を違約金としてベンダーに請求することができます。購入者が当該違約金額を超える損害を被った場合、購入者は、ベンダーに対して当該超過額を請求することができます。

13.2 購入者は、ベンダーに対し、納期に遅れている引渡しに迅速に対処すること(ベンダーのみの費用負担で、遅滞した本資材を航空便で輸送するなど)を要求し、納期の遅滞に関連して購入者が被った、又は負担したすべての損害を請求する権利を留保します。

14. 契約解除

14.1 以下の場合、購入者は、ベンダーに対する書面通知をもって、発注書を直ちに解除することができます。

(a) ベンダーが発注書に基づく義務に違反した場合で、違反の内容を示す書面通知を受けた後7日以内に当該違反を是正しないとき。

(b) ベンダーが支払不能になった場合、ベンダーの解散若しくは清算の命令が下されたか、その決議が可決された場合、ベンダーの資産若しくは事業の全部若しくは一部に関して管理人、管財人若しくは受託者が任命された場合、ベンダーが債権者と示談をした場合、又は債務に起因して類似若しくは同等の措置を講じたか、若しくは措置を受けた場合。

14.2 ベンダーは、ベンダーによる進捗の不履行、又はベンダーによる一般条件の定められた遵守の拒否若しくは不遵守から生じる損失、違約金又は損害について、購入者を補償し、免責することに同意します。購入者が第14.1項に定めるとおり発注書の全部又は一部を解除した場合、購入者は、自らが適切とみなす条件及び方法で、他の第三者から本資材及び／又はサービスを調達することができ、ベンダーは、購入者に対し、そのような類似の本資材の超過費用について責任を負います。その場合、

ベンダーは、購入者からの書面による要請に応じて、発注書の対象となる図面、試験データなどの関連書類を購入者に提出します。

14.3 ベンダーは、第14.1項の定めにより解除されない限り、発注書の履行を継続します。本14条に定める購入者の権利及び救済措置は、

14 排他的なものではなく、法律又は一般条件に定めるその他の権利及び救済措置に追加されるものです。

14.4 発注書の期間満了又は早期解除の場合、ベンダーは、購入者の指示に従い、購入者に属する秘密情報を速やかに返還し又は破棄します。

14.5 購入者は、ベンダーに対して14日前までに書面で通知することにより、いつでも、独自の裁量で、発注書の全部又は一部を解除する権利を留保します。支払いの精算(解除の結果、ベンダーが購入者に対して有することのあるすべての請求権の完全かつ最終的な精算とします。)は、購入者とベンダーの相互交渉によって行われるものとし、解除日までに満足のいく形で履行された業務に基づいて行われるものとします。いかなる場合も、購入者は、発注書の終了に起因又は関連して生じる間接的損害、結果的損害、付随的損害又は特別損害(見込み利益又は間接費を含みます。)の賠償につき、ベンダーへの支払いを義務付けられません。

15. 不可抗力

15.1 購入者は、何らかの不可抗力事由(以下「不可抗力」)の発生により、本資材の全部若しくは一部の引渡しの遅滞若しくは不履行、又は発注書の履行におけるその他の不履行が生じた場合は、これにつき責任を負いません。なお不可抗力には、天災地変、政府当局による措置、火災、洪水、暴風、爆発、暴動、自然災害、禁輸措置、テロ行為、妨害行為、戦争、武力紛争、輸入禁止、政府命令、ストライキ、その他、購入者又は購入者の顧客に直接的又は間接的に影響を及ぼす本資材の購入、転売、輸送、引渡しの受入れを含みますが、これらに限定されません。不可抗力が発生した場合、購入者は、当該事由を書面でベンダーに通知し、購入者は、独自の裁量により、ベンダーに対する通知をもって、当該事由の影響を受けた発注書若しくはその一部を解除するか、又は合理的な期間につき、発注書の全部若しくは一部の履行を遅らせることができます。

15.2 ベンダーの過失によらずして、不可抗力により、ベンダーが発注書の表面に記載された本資材の全部又は一部を引渡できない場合、ベンダーは直ちに、その理由とともに、当該遅延を書面で購入者に通知し、購入者は、ベンダーの要求に応じて、当該事象によりベンダーによる引渡が妨げられなくなるまで、出荷時期を延期することに同意します。ただし、上記の事象により30日を超える遅延が発生した場合、購入者は、ベンダーに書面で通知した上で、独自の判断により、当該事象の影響を受けた発注書又はその一部をいかなる責任も負うことなく解除することができます。ベンダーは、購入者が発注書の未履行部分に関してベンダーに支払った金額を購入者に払い戻します。

16 停止

16.1 購入者は、ベンダーに対する書面通知をもって、いつでも作業の全部又は一部の実施を中断する権利を留保します。その後、ベンダーは、購入者からの通知日以降、当該通知で指定された延長日まで、直ちに作業を中止します。

16.2 購入者は、そのような停止に起因するいかなる費用、損害、為替差損、予想利益の損失に対しても責任を負いません。

17 留保

適用法により許容される範囲において、購入者は、未完了の作業及び未完了の証明書／身元確認書／書類に対する留保金として、発注書総額の対応する割合を引き当てる権利を留保します。ベンダーは、要件の充足を購入者に通知し、購入者は、受諾確認後、90暦日以内、又は発注書に指定された期間内に留保金を解除します。

18 設計と情報

18.1 購入者の発注書に関連して、購入者がベンダーに提供した、又はベンダーが購入者のために特別に作成した仕様書、図面、その他の文書、及び当該仕様書、図面、その他の文書にかかる著作権、意匠権、その他の知的財産権、又はベンダーが作成、引渡、又は履行したもののうち、知的財産権が存在する可能性のあるものは、購入者のみに帰属し、ベンダーは、以下の場合を除き、当該仕様書、図面、その他の文書、又はその他の専有情報を第三者に開示しないものとします。

(a) ベンダーの過失によらず、公知であるか、又は公知となった場合。

(b) 法により義務付けられる場合。ただし、ベンダーは、そのような法的要件を直ちに購入者に通知し、購入者に協力して差止め命令又は秘密保持命令を取得するよう試みます。

(c) 本発注書の内容を履行する目的のためである場合。ただし、当該第三者は、本書に記載されている義務と同等以上に厳格な守秘義務を負うものとします。

18.2 購入者が指定した設計(ベンダーの標準的な商業設計ではないもの)に従って製造された物品については、ベンダーは、これを他の個人、会社、又は法人に提供してはなりません。

18.3 ベンダーは、購入者の発注書を履行するために必要な範囲を除き、いかなる仕様書、図面、専有情報も使用してはなりません。

18.4 購入者が発注書に従ってベンダーに設計の作成を依頼する場合、ベンダーが提供する設計は、購入者の発注書に明記された目的を達成するために実施可能なものでなければなりません。設計に係る著作権、意匠権、その他の知的財産権は、購入者のみに帰属します。

18.5 ベンダーが作成した成果物に係るすべての著作権その他知的財産権(第18.4項に基づく意匠権を除きます。)は、適用法に基づき最大限可能な限り、購入者に譲渡されるものとし、ベンダーは、本条項により譲渡されたすべての権利を購入者のために確保する目的で必要とされるすべての文書を作成し、必要なすべての措置を講じることを約束します。著作人格権の帰属については、第18.1項に従います。

18.6 ベンダーは、発注書に基づくベンダーの履行が第三者の権利を侵害しないこと、及び過去に譲渡、使用許諾又はその他の担保に供されていないことを保証します。

19 秘密保持

購入者が、ベンダーに対して秘密情報を開示し、又は秘密情報へのアクセス権を付与した場合、ベンダーは、いつにても、当該情報を使用せず、他の個人又は会社に対して開示してはならず、また、当該情報(図面その他の秘密性のある文書情報を含みます。)を自らの利益のために使用してはなりません。なお、秘密情報には、購入者の製品、技術、設備、製造工程、発明、特許出願、意匠、意匠出願、コンピュータハードウェア及びソフトウェア、その他購入者の個人的な技術情報若しくは商業情報であって、購入者の既存及び潜在的な競合他社に対する優位性をもたらす可能性があり、競合他社の間で一般的でなく、それらに有用なもの(文書化されているか否かを問いません。)など、研究、開発、技術、製造、財務、その他の商業上の情報又は「ノウハウ」が含まれます。ベンダーは、購入者の秘密情報を保護する際に、自らの秘密情報及び専有情報を保護するために払う注意と同じ水準の注意を払うものとしますが、いかなる場合も、相当な注意程度を下回ってはなりません。ベンダーはさらに、発注書に関する若しくは起因、関連する情報について、法により開示が義務付けられている場合、又は購入者の書面による事前承認がある場合を除き、秘密を保持し、いつにても他の個人又は会社を開示しないことに同意し、その旨約束します。

20 下請

購入者の発注書は、ベンダーによる業務遂行を条件としており、購入者が必要と考える条件を付すことができる、購入者との書面による具体的な事前の取り決めがない限り、いかなるサブベンダーへの譲渡、再委託（下請）、移転も許可されません。（購入者の同意があったとしても）譲渡又は下請を行った場合、発注書に基づくベンダーの義務は免除されることはありません。そのような書面による同意のない譲渡、移転又は下請を試みた場合は無効であり、効力を有しません。

21 権利放棄、分離可能性、その他

21.1 発注書又は本条件の条項に基づく購入者による権利を放棄又は保留しても、購入者は、その法的権利を行使することを妨げられません。本書により留保された救済は累積的なものであり、法に定めるその他の救済又はさらなる救済に追加されます。

21.2 本条件又は発注書のいずれかの条件が強制不能、違法又は無効である場合、その部分は分離され、本条件又は発注書の残りの部分は引き続き効力を有します。

21.3 条件又は発注書が一方当事者によって起草されたものであることを理由に、いかなる解釈規則も当該当事者に不利に適用されないものとします。

21.4 本書に基づき、購入者に対して行う必要のある通知は、購買リーダーに対し、発注書式に記載された住所宛に送付するものとします。ベンダーに対するこのような通知は、発注書式に記載された住所宛に行います。

22 存続条項

表明、保証、補償義務、守秘義務、非勧誘義務、及びいずれかの当事者による競業禁止義務を定めた条件及び発注書のすべての条項、発注書の終了前に発生したすべての義務、並びに本書の一般条項は、発注書の解除、取消し、失効後も存続します。

23 サイバーセキュリティ

23.1 「購入者データ」とは、形式又は媒体を問わず、データ又は情報及び関連する記録のうち、

(i) 発注書に関連してベンダーに提供された、又はベンダーが入手した、購入者、その関係会社、それぞれのサプライヤー、顧客、その他のビジネスパートナーのもの、(ii) 発注書に関連して作成、生成、収集、処理、維持、保存、保管若しくは受領されたもの、又は (iii) 上記から派生若しくは編集されたものをいいます。

23.2 ベンダーは、購入者データを他者に漏洩しないこと（ただし、ベンダーが本書に基づく義務を履行するために当該購入者データを知る必要があり、本書に定める義務と同程度に厳格な守秘義務に拘束される人員に対する場合を除きます。）に同意し、また、購入者データを自己の利益のため、又は発注書に基づく義務の履行以外の目的のために使用しないことに同意します。

23.3. ベンダーは、包括的なサイバーセキュリティ及びプライバシープログラムを維持し、遵守します。このプログラムには、合理的、適切、かつ十分な技術的、組織的、物理的、管理的なセキュリティ対策及び保護措置が含まれるほか、購入者データ及び本製品のサイバーセキュリティの不正な破壊、紛失、使用、開示、アクセス又は改変を防止するものとします。

23.4. ベンダーは、本製品のサイバーセキュリティに影響を及ぼす可能性のある脅威又は脆弱性について、サイバーセキュリティに関する適切な専門知識を有し、資格と経験を有する人員を用いて、業界で慣例となっているサイバーインテリジェンスフィードを監視する責任を負います。

23.5. ベンダーは、(i) 購入者データへの実際の若しくは疑わしい不正なアクセス、管理、使用、又はアクセス権の喪失(「セキュリティインシデント」)、又は(ii) 本製品(若しくは本製品が組み込まれた車両、電子部品、製品)への実際の若しくは疑わしい不正なアクセス、管理、使用、アクセス権の喪失、その他の障害(「サイバーセキュリティインシデント」)に気付いた場合、セキュリティインシデント又はサイバーセキュリティインシデントを発見した時点で、かついかなる場合も、ベンダーが当該セキュリティインシデント又はサイバーセキュリティインシデントに気付いた後48時間以内に、購入者に遅滞なく通知します。

23.6. ベンダーは、購入者の合理的な裁量により、業界のサイバーセキュリティに影響を与える可能性のあるサイバーセキュリティ脅威又は脆弱性インテリジェンス情報を構成する情報(ベンダーの秘密情報を含みます)を購入者が開示する可能性があることを認め、同意します。

24 宣伝又はアトマス商標の使用

ベンダーは、ベンダーが提供する本資材又は本サービスの説明又はマーケティングにおいて、購入者の商標を使用せず、使用を許可してもならず、また、ベンダーが本発注書又は購入者との発注書に従って本資材を提供する契約を結んでいるという事実につき、方法を問わず宣伝も公表してはなりません。

25. 環境

ベンダーは、アトマスの健康・安全・環境(HSE)方針及びアトマスのHSEマネジメントシステムに関連する手続き要件に従うことに同意します。ベンダーは、アトマスのHSEマネジメントシステムに基づく義務を理解し、指定された手順から逸脱した場合の結果に対する責任を負います。

26 アトマスのポリシー

26.1. ベンダーは、アトマスのサプライヤー行動規範(「SCoC」)、アトマスのサプライヤーハンドブック、及びアトマスのサプライヤーポータルに掲載されているすべてのポリシー及び手順を認め、遵守します。

26.2. ベンダーは、本書により、それらの各々を印刷し、読み、その全文を受諾したことを保証し、表明します。

26.3. SCoCの規定は、ベンダーと購入者又はその関係会社との間の法的合意又は契約の規定に追加されるものであって、これに代わるものではなく、言及により本書に組み込まれるものとします。購入者は、サプライチェーン(下請業者や第三者労働機関を含みます。)を、SCoCに定める基準と同じ基準で管理することをベンダーに期待します。SCoCは、ベンダー、下請業者、それぞれの従業員又は他者に対して、第三者の受益権又は利益を生じさせるものではありません。

26.4. 本書により、SCoCの遵守状況を確認するため、購入者に代わって第三者による調査及び監査を受ける可能性があることをベンダーに通知します。ベンダーによるコンプライアンス違反又はコンプライアンスに関する虚偽の陳述は、債務不履行による購入者との契約の解除を含むがこれに限定されない制裁の対象となる場合があります。

26.5. 購入者は、SCoCの要件を更新、改変又は変更する権利を留保し、ベンダーはかかる変更を受け入れ、それに従って行動します。